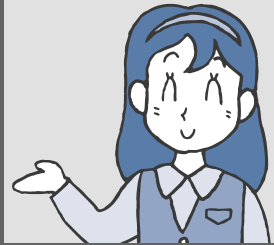


国民健康保険への届け出はお済みですか



保険年金課
☎66♦1103

こんなときには14日以内に市民課へ届け出を

	こんなときは	持参するもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入	印かん、転出証明書
	職場の健康保険(健保)をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に加入するとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証
その他	市内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯分離したとき、または一緒になくなったとき	印かん、保険証
	世帯主が変わったとき	印かん、保険証
	修学や出稼ぎなどのため、保険証が必要なとき	印かん、保険証、在学証明書など
	保険証を紛失したとき	印かん、身分を証明するもの
	退職者医療制度に入るとき	印かん、保険証、年金証書
	退職者医療制度をやめるとき	印かん、退職者保険証

国保の届け出

国民健康保険(国保)は、病气やけがに備えて、加入している方がお金を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費などにあてる助け合いの制度です。

国保は、職場の健康保険などとは違い、加入するときもやめるときも、世帯主が届け出をしなければなりません。異動があった日から14日以内に、届け出てください。

お医者さんにかかるとき

年齢に応じて、医療費は次の割合で負担していただきます。

- 3歳未満：2割
- 3歳以上70歳未満：3割
- 70歳以上：1割または2割

必要なもの

70歳未満の方	国民健康保険被保険者証(保険証)
70歳以上 75歳未満の方	保険証または退職者被保険者証・前期高齢受給者証
75歳以上の方	保険証・医療受給者証・健康手帳

海外渡航中に国外で治療を受けたとき

国保の被保険者が、海外渡航中に病气やけがで治療を受けたとき、支払った医療費の払戻請求ができます。ただし、治療目的で渡航した場合は対象となりません。申請に必要なもの：診療内容の明細書と領収明細書(日本語の

長年勤めた会社をやめた人は

翻訳文が必要)・保険証・印かん・申請請求書(用紙は保険年金課にあります)

会社などを退職すると、その職場の健康保険の資格が失われ、国保に加入することとなります。長年勤めた会社をやめ、年金を受けようになった方とその扶養家族は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。その資格は、年金の受給権が発生した日からとなります。

次の条件すべてにあてはまる人(退職者被保険者本人)とその扶養家族が対象者です。

- ① 国保に加入している
- ② 老人保健の適用を受けていない
- ③ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けていて、その加入期間が20年以上または40歳から10年以上ある

年金証書を受け取ったら14日以内に届け出てください。一般とは違う「国民健康保険退職者被保険者証」が交付されます。

届け出に必要なもの
印かん、保険証、年金証書

加入の届け出が遅れると

国保に加入する資格ができた月の分までさかのぼって、国保税を納めることになります。届け出が遅れた間の医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。ご注意ください。